

一般財団法人秋田市スポーツ協会加盟団体規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人秋田市スポーツ協会定款第5条第2項の規定に基づき、一般財団法人秋田市スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(加盟することができる団体)

第2条 本会に加盟することができる団体は、秋田市内の地区体育・スポーツ協会及び秋田市を統轄する競技団体、中学校体育連盟、スポーツ少年団とする。

(加盟の手続)

第3条 加盟を希望する団体（以下「希望団体」という。）が本会に加盟しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

2 希望団体は、以下に掲げる書類を添付して加盟の申し込みをしなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 前年度事業報告及び決算書
- (4) 当該年度事業計画及び予算書
- (5) 団体の略歴、組織、会員数
- (6) その他本会が必要と認めたもの

(審査期間)

第4条 希望団体が本会に加盟の申し込みをしたときは、その後2年間の活動状況等により加盟させることが適当と判断された場合、理事会の議決を経て加盟が認められる。

(登録)

第5条 加盟が認められた団体は、本会に登録するものとする。

(脱退の手続)

第6条 加盟団体が、本会からの脱退をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。なお、地区体育・スポーツ協会については、事前に近隣の地区体育・スポーツ協会と併合等についての調整を諮るなど、地区住民のスポーツ振興に支障をきたすことのないようにしなければならない。

2 加盟団体の活動等が不相当であると認めたとき、理事会の議決を経て、これを脱退させることができる。

(登録の抹消)

第7条 脱退が認められた団体は、本会の登録から抹消する。

(評議員候補者の推薦)

第8条 加盟団体は、本会に評議員候補者を1名推薦するものとする。

(負担金の納付)

第9条 加盟団体は、毎年、別に定める負担金を本会に納めなければならない。

附 則

1 この規程は、平成8年4月27日から施行する。

2 財団法人秋田市体育協会協賛団体規定（昭和55年10月24日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。